

短期入所生活介護契約書

_____（以下「利用者」という。）及び_____（以下「代理人」という。）と短期入所生活介護事業所 白光園（以下「事業者」という。）は、次のとおり契約を締結します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活ができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、介護福祉施設サービスを提供します。

第2条 （契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了の日までとします。

2 利用者は、契約期間中であれば、介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限り、これを断りません。

3 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定等の有効期間満了日までの期間を契約期間とし、契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。

第3条 （短期入所生活介護計画）

利用期間が相当期間以上の場合、事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、『居宅サービス計画』に沿って『短期入所生活介護計画』を作成します。事業者はこの『短期入所生活介護計画』の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 （短期入所生活介護の提供場所及び内容・介護保険の基準サービス）

事業者は、短期入所生活介護の介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、日常生活の世話、機能訓練、健康管理等を提供します。

2 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第5条 （介護保険の基準外サービス）

事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (2) 利用者に対する理容サービス
- (3) 利用者に対する通常の実施地域以外の送迎

2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が支払うものとします。

3 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条 （サービス提供の記録）

事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、短期入所生活介護の終

了後2年間保存します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事務所において、利用者に関するサービス提供記録を閲覧できます。また、複写物の交付を受けることができます。

第7条 (サービス利用料金の支払い)

利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金を事業者を支払うものとします。但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)

2 前項の他、利用者は食事と居室の提供に係る費用と日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者を支払うものとします。

3 前2項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第8条 (利用日の中止・変更・追加)

利用者は、サービス利用開始前において、中止又は変更、もしくは追加することができます。

2 利用の中止の場合、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者を支払いいただく場合があります。

3 事業所が満室の場合により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

4 利用者は、利用期間中であっても中止することができ、利用終了日をもって精算するものとします。事業所を退所する場合においても、利用者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第9条 (利用料金の変更)

サービス利用料金及び食事と居室の提供に係る費用について、介護給付費体系の変更があった場合又は、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 利用者は、事項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第10条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付します。

第11条 (契約の終了)

利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事由がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 事業者は、次に掲げる事由に該当した場合は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく2ヶ月以上滞納し、事業者が利用者に対し、料金を支払うよう相当期間を定めた催告にもかかわらず、これを支払

わない場合

- (2) 利用者又はその家族が、事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難い背信行為を行った場合
- 4 次に掲げる事由に該当した場合は、この契約は終了いたします。
- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合
 - (4) 利用者又は家族からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対してサービスを提供することが著しく困難になった場合。

第12条 （守秘義務）

事業者、サービス従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する身体等の情報を提供できるものとします。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておかなければなりません。

4 利用者及び家族は、サービス担当者会議等の質の向上を目的とした検討の場において、事業者が利用者及び家族の個人情報を用いることに同意します。

第13条 （事故発生時の対応及び損害賠償）

事業者は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、この契約に基づく短期入所生活介護の提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

第14条 （損害賠償がされない場合）

事業者は、以下の各号に該当する場合は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。

- (1) 利用者は、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意に告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第15条 （事業者責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスに実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第16条 (緊急時の対応)

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第17条 (居宅介護支援事業者との連携)

事業者は、短期入所生活介護を提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第18条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第19条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

事業者	所在地	〒992-0771 山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝108番地			
		電話番号	(0238) 85-1511	FAX	(0238) 85-1513
	事業所名	特別養護老人ホーム白光園			
代表者名	社会福祉法人白鷹福祉会 理事長 横澤 浩 印				

利用者	住所	〒□□□-□□□□			
		電話番号	() -	携帯	
氏名	印				
代理人	住所	〒□□□-□□□□			
		電話番号	() -	携帯	
氏名	印		続柄		

短期入所生活介護重要事項説明書

1. 事業者

法人名	社会福祉法人白鷹福祉会
法人所在地	山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝 108 番地
電話番号	0238-85-1511
代表者	理事長 横澤 浩
設立年月	昭和 54 年 6 月 23 日

2. 事業所の概要

施設の種類	指定短期入所生活介護事業所 (平成 12 年 4 月 1 日指定 山形県 0672700143 号)
施設の名称	特別養護老人ホーム 白光園
施設の所在地	山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝 108 番地
電話番号	0238-85-1511
管理者	園長 稲葉明彦
開設年月日	昭和 55 年 4 月 1 日 (令和 2 年 4 月 1 日移転)
入居定員	20 人

☆当事業所の目的

介護保険法令に従い、利用者が、その能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に短期入所生活介護サービスを提供します。

☆当事業所の運営方針

- 一 職員はその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

☆サービス提供地域 白鷹町 但し、送迎時間往復 1 時間以内の他市町村は利用可能。

3. 当施設の設備の概要

(1) 敷地及び建物

敷地		45,925.94 m ²
建物	構造	木造平屋建て (付属棟、渡り廊下:鉄骨造)
	延べ床面積	7,862.80 m ²
	短期入所定員	20 名

(2) 居室

	居室数	居室の面積
多床室(2人部屋)	10 室 (予備室 2 室)	27.0 m ²

(3) 主な設備

設備の種類	数	各面積
共同生活室	1室	78.0 m ²
談話スペース	1室	8.7 m ²
浴室	寝位 1室	11.59 m ²
	座位 1室	9.94 m ²
医務室	1室	31.88 m ²
診療所	1室	20.29 m ²
地域交流棟	1棟	834.05 m ²

4. 職員の配置状況（主な職員の配置状況）

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	おもな勤務体系
管理者	1名	8:30～17:30
医師（嘱託医）	1名以上	
生活相談員	1名以上	8:30～17:30
介護職員	7名以上	早番 7:00～16:00 遅番 13:00～22:00 夜勤 22:00～翌 7:00
看護職員	1名以上	早番 8:00～17:00 日勤 8:30～17:30 遅番 9:15～18:15
管理栄養士	1名以上	8:30～17:30
機能訓練指導員	1名以上	8:30～17:30
職員の専門資格取得状況	介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉主事・看護師 准看護師・管理栄養士	

5. 当事業所が提供する基準介護サービスの内容

居室の提供	居室は、本人の身体の状況及びプライバシーを考慮し、採光や気温調整、清潔な寝具の提供等、快適に過ごしていただけるよう配慮します。
食 事	食事は、栄養並びに本人の身体の状況及び嗜好を考慮し、普通食・粥食・ミキサー食・副食のきざみ食に配慮します。また、自立支援のためできる限り離床し食堂で食事を摂っていただきます。 (食事時間) 朝食 8時00分 ～ 8時45分 昼食 12時00分 ～ 12時45分 夕食 18時00分 ～ 18時45分
入 浴	寝位浴（寝たままで入る風呂）と座位浴（座って入る風呂）があり、原則として週2回の入浴または清拭を行います。
排 泄	おむつの随時交換、並びに随時介助を行います。プライバシーの保護には充分配慮します。特に、自立排泄が可能となるように援助し、おむつは極力最後の手段とします。寝たきり者に対しては、体位変換に努めます。
離 床	*寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 *利用者同志の交流など多く持ち、生きがい対策に力を入れます。 *個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

認知症者への対応	本人の状況に応じて、できるだけ意思を尊重し、気の合う同志の集会を積極的に行っております。 生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束、抑制はいたしません。
契約上の取り扱い	他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼし、通常の介護方法では、これを防止できない等、契約上の信頼関係を著しく害するような場合に限り、契約を解除する場合があります。
機能訓練に係る専門職	日常生活において、心身の機能低下を防ぐよう努力します。 機能訓練については、機能訓練指導員（看護員兼務）が中心となり身体機能の低下を防ぐよう努めます。
レクリエーション	適宜レクリエーション等を実施します。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。
健康管理	*緊急等必要な場合には、協力病院である白鷹町立病院に依頼します。 *利用者が外部の医療機関を希望する場合は、できる限り協力します。
相談及び援助	利用者及びその家族からの相談について誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うように努めます。また、常に利用者の家族との連携を図れるように努めます。

6. サービスの利用料金

(1) 基本料金 (1日につき)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と、居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービス利用料金は、要介護度に応じて異なります。）

① 短期入所生活介護

サービス利用料金にはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）220円・夜勤職員配置加算（Ⅰ）130円・看護体制加算（Ⅰ）40円・（Ⅱ）80円が含まれます。

② 介護予防短期入所生活介護

サービス利用料金には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）220円が含まれます。

③ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通

*1日当たりの利用料金

別表のとおり

*その他、送迎加算（片道）1,840円・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（介護保険負担額の14%）、生産性向上推進体制加算Ⅱ100円/月が加算されます。（自己負担は割合証に記載されているとおりです。）

*ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を全額いっただんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

*居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

*緊急入所され、介護支援専門員が認めた場合には、緊急入所受入加算が加算されます。1日につき90単位で7日間までとなります。（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度）

(2) その他の料金

次のものは実費を負担していただきます。

特別な食事	ご希望に基づいて提供します : 要した費用の実費
理容代	理髪種別により異なり、実費
電気代	電気毛布使用(1日10円)
その他	上記の他、コピー代・行事参加費等自己負担となることもあります。

<消費税>介護保険給付対象外の自己負担については、別途消費税がかかります。

<利用料金の改定>

*介護保険給付対象のサービス利用料金については、介護給付体系の変更があった場合には変更になります。

*介護保険給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、事前に説明をしたうえで変更することがあります。

(3) キャンセル料

入所前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

前日 17 時 30 分までの連絡	キャンセル料は発生しません
17 時 30 分以降の連絡	滞在費と食費 600 円をいただきます。

また、利用中の食事のキャンセルは 2 時間前までとなっております。

(朝食 450 円、昼食 600 円、夕食 550 円)

(4) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1 か月ごとに計算し、金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。

実費に関しては現金でお支払いいただきます。

(5) 感染症検査キットについて

利用者の発熱 (37.5 度以上)・感染が疑われた場合には、検査を行います。使用した検査キット代として 1 回 1,000 円をご負担いただきます。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

- ① 居宅サービス計画の作成を基に、担当介護支援専門員と連絡を密にとり契約を締結いたします。
- ② 緊急な短期入所の利用に関しては、近隣地域の事業所と連携し、受け入れ体制を整備しています。

8. 入院等の医療の提供について

医療を必要とする場合は、協力病院等において診察を受けていただきます。その後の利用については担当介護支援専門員と相談の上、判断いたします。ただし、医療機関への入院の必要が生じた場合は退所となります。

感染症の疑いが生じた場合、受診の有無にかかわらず退所していただきます。

9. 緊急時の対応について

当施設は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応について

- (1) 当施設は利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やか

に縣市町村及び利用者のご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- (2) 当施設は利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに当施設が加入する賠償保険により対応します。但し、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

11. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に当施設の「高齢者虐待防止に関する指針」に沿って対応いたします。

12. 身体拘束防止について

当施設の『身体拘束等の適正化に関する指針』に基づき、原則として利用者に対し、本人または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、他利用者の行動を制限しないものとします。但し、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記し、利用者の家族等へ十分な説明の上、同意を得るものとします。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

当施設の職員は、在職中及び退職後においても業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう配慮いたします。

14. 当施設利用に当たっての留意事項

面会	基本的な面会時間は9:00~21:00までです。 面会者カードに記入し面会をお願いします。
喫煙	施設及び敷地内での喫煙はできません。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合があります。
貴重品の管理	特段の申出がない場合の管理・確認は致しかねますので、保管・紛失には十分にお気をつけください。
宗教活動 政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。

15. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当施設業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 非常災害対策

非常災害時の対応	別途に定める『白光園防災計画』により対応いたします。	
防災設備	スプリンクラー	屋内消火栓
	誘導灯	非常通報装置
	火災報知器	非常用発電機

	非常放送設備	消火器
	<ul style="list-style-type: none"> カーテン・布団等は防煙性能のあるものを使用しております。 非常通報装置を起動することにより、消防署、園長以下職員への通報体制をとっています。 	
地域との協力関係	<ul style="list-style-type: none"> 非常時は地域の方と協力体制をとっています。 地域の方と夜間を想定した避難訓練を年1回行っています。 	
訓練等	別途に定める『白光園消防計画』により年2回、日中及び夜間を想定した避難訓練を利用者の方にも参加いただき実施いたします。	
防火管理者	園長 稲葉明彦	
消防計画	消防提出 : 年1回 4月	

17. 苦情の受付または相談窓口

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	園長 稲葉明彦
苦情受付担当者	介護主幹 船山浩二
連絡先	電話：0238-85-1511 FAX：0238-85-1513
受付時間	平日 8:30～17:30

※苦情第三者委員会（窓口：特別養護老人ホーム白光園内 0238-85-1511）でも苦情等を受け付けております。その場合、事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について申立人に対し報告します。

※山形県社会福祉協議会 運営適正化委員会もしくは白鷹町健康福祉課（0238-86-0111）及び山形県国民健康保険団体連合会（0238-87-8000）でも受け付けております。

令和 年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	〒992-0771 山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝 108 番地			
		電話番号	(0238) 85-1511	FAX	(0238) 85-1513
	事業所名	特別養護老人ホーム 白光園			
	説明者	介護課			印

本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	〒□□□-□□□□			
		電話番号		携帯	
	氏名	印			
代理人	住所	〒□□□-□□□□			
		電話番号		携帯	
	氏名	印			続柄

「転倒・転落予防」に関する処遇についての説明書

短期入所（ショート）の利用者は、生活環境の変化、病気や加齢に伴う体力・運動機能の低下から、思いもかけない転倒などを招く危険があります。

特に高齢の利用者においては、転倒やベッドからの転落などの危険が高く、転倒・転落した場合は骨折につながる事があります。

向精神薬を服用されている方は、体のふらつき、立ちくらみや眠気などの副作用症状が現れることがあり、この様な症状では転倒の危険が高まります。

また、寝たきりの利用者においては、特に骨がもろく骨粗しょう症になりやすく、自然と疲労骨折を起こしてしまう危険もあります。

転倒や転落の危険が高いと判断された場合は、

- ・離床センサーマット・見守り機器を使用させていただくことがあります。
- ・歩行で転倒リスクが高い場合は、車椅子での対応をさせていただきます。
- ・転落の危険がある場合、ベッドサイドに転落衝撃緩和マットを設置します。

職員は日頃から転倒予防に十分留意して、毎日の生活を安全に過ごして頂ける様に努力しておりますが、上記のような処遇を行っても転倒・転落による骨折などの危険が伴うことについてご理解いただけますよう宜しくお願いいたします。

転倒などによる骨折が疑われた場合、協力病院と連携して早急に対応致します。

個人情報の使用に係る説明書

1. 使用期間

介護サービス提供に必要な期間、及び契約期間に準じます。

2. 使用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更の為。
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供される為を実施するサービス担当者会議での情報提供の為。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連絡調整の為。
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び、主治医等の意見を求める必要のある場合。
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスの為。
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
- (7) その他サービス提供で必要な場合。
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、要求があれば開示する。

【転倒・転落予防に係る処遇についての同意】

『転倒・転落予防に係る処遇』について説明を受けました。

同意する

同意しない

*にレ点でのチェックをお願いいたします。

【個人情報の使用に係る同意】

『個人情報の使用』について説明を受けました。

同意する

同意しない

*にレ点でのチェックをお願いいたします。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____

印